

# 資格・総合

## 街の不動産トラブルを解決する

49

### 調停人候補者紹介

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るのはごく一部ではあります。ADR制度を背景にお客様の相談に向き合つて調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。（この）では、そのような街の不動産業者（調停人候補者）の方々の声を紹介します。

私はADR調停人候補者で、あると同時にNPO法人の日本住宅性能検査の理事長として、不動産に関するトラブル解決に取り組んでいます。近頃、マンション大規模修繕プランナー」という資格を立ち上げますが、これは適日中に、「マンション大規模修繕プランナー」の企画立案する資格であり、トラブルの未然防止に寄与するものと思います。

大規模修繕に関して言えば、国土地理院の「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」ではおおよそ12年に1度、外壁塗装を中心とした大規模修繕を実施するのが望ましいとされています。

マニッシュの資産価値維持という側面でも重要な外壁塗装ですが、これに関するトラブルも発生しており、①工事に関するトラブル、②仕上がり後のトラブル、③入居者や近隣住民とのトラブル、④契約に関するトラブル、等に分類することができます。

話し合いによってトラブルが解決した事例を紹介します。賃貸マンションオーナーのA氏の所有する物件では外壁塗装工事を行っていたが、入居者のB氏より「塗料の臭いによって体調が悪くなっているので、工事をみやかに中止してほしい」と連絡がありました。B氏はもともとアレルギー体质であり、医師の診断ではシックハウス症候群の疑いがあるとのこと。しかし、塗装工事は半分ほど終了しており、この段階で中止するというのも考えにくいものでした。かといって、B氏の体調にも気を配らなければなりません。

A氏はB氏に話し合いの場を設けることを提案し、B氏もこれに同意しました。話し合いにおいてA氏が解決したのは、A氏が「話し合いによって解決の道筋を見つかる」と考えていたからです。B氏との話し合いに「対決」ではなく、「対話」として臨んだため、解決の道筋を見つけることができたと考えられます。

大谷昭二氏

【調停人候補者】

### 大谷 昭二 氏

NPO法人日本住宅性能検査協会理事長(東京都中央区)



話し合いの場を設け、トラブルが解決に向かった例も

A  
BC  
D